○国家公安委員会規則第十二号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三十六条第二項の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月二十五日　国家公安委員会委員長　小此木八郎

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成十八年国家公安委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（信号機に関する基準） **第一条**　信号機に関する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第三十六条第二項に規定する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。 一　道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二条第四項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの イ　人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるものの（当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。） ［ロ・ハ　略］ 二　［略］ 備考　表中［　］の記載は注記である。	（信号機に関する基準） **第一条**　［同上］ 一　［同上］ イ　人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの ［ロ・ハ　同上］ 二　［同上］

附　則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

○中央労働委員会規則第一号

労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二十六条第一項の規定に基づき、労働委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月二十五日　中央労働委員会会長　岩村　正彦

労働委員会規則の一部を改正する規則

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（申立て） **第三十二条**　（略） 2　申立書には、次の各号に掲げる事項を記載し、申立人が氏名又は名称を記載しなければならない。 一～五　（略） 3　申立ては、口頭によっても行うことができる。この場合、事務局は、前項各号に掲げる事項を明らかにさせ、これを録取し、読み聞かせたうえ、氏名を記載させなければならない。録取した書面は、申立書とみなす。 4～6　（略） （申立ての取下げ） **第三十四条**　（略） 2　取下げは、書面又は口頭によってすることができる。口頭によるときは、事務局は、これを録取し、読み聞かせたうえ、氏名を記載させなければならない。 3～5　（略） （調査の手続） **第四十一条の二**　（略） 2～6　（略） 7　担当職員は、当事者又は関係人の陳述その他調査について、期日ごとに調書を作成しなければならない。ただし、当事者又は関係人が氏名又は名称を記載した口述書を提出したときは、これをもつて調書の一部とすることができる。 8　（略） （宣誓の方式） **第四十一条の十六**　（略） 2　（略） 3　会長は、証人又は宣誓が必要と認めた当事者に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。当事者又は証人	（申立て） **第三十二条**　（略） 2　申立書には、次の各号に掲げる事項を記載し、申立人が署名又は記名押印しなければならない。 一～五　（略） 3　申立ては、口頭によっても行うことができる。この場合、事務局は、前項各号に掲げる事項を明らかにさせ、これを録取し、読み聞かせたうえ、署名又は記名押印させなければならない。録取した書面は、申立書とみなす。 4～6　（略） （申立ての取下げ） **第三十四条**　（略） 2　取下げは、書面又は口頭によってすることができる。口頭によるときは、事務局は、これを録取し、読み聞かせたうえ、署名又は記名押印させなければならない。 3～5　（略） （調査の手続） **第四十一条の二**　（略） 2～6　（略） 7　担当職員は、当事者又は関係人の陳述その他調査について、期日ごとに調書を作成しなければならない。ただし、当事者又は関係人が署名又は記名押印した口述書を提出したときは、これをもつて調書の一部とすることができる。 8　（略） （宣誓の方式） **第四十一条の十六**　（略） 2　（略） 3　会長は、証人又は宣誓が必要と認めた当事者に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名押印させなければならない。当事者又は